



KTCC

協
同
組
合

関西技術協力センター

Kansai Technical Cooperation Center

2026

9月号

Vol.29



K

T

C

C



N

E

W

S



～世界の人々に日本を好きになってもらう～

『KTCC NEWS』9月号を

お届けいたします



拝啓 初秋の候、貴社におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊組合では、私どもの活動を多くの方に知っていただきたく、広報誌を毎月発行しております。紙面では実際に外国人材を活用されている企業様のお声、外国人材の活躍の様子、業界の最新ニュースなどをご紹介します。

ご高覧いただけましたら幸いです。

敬具



組合紹介 | 協同組合 関西技術協力センターについて

弊組合は、ベトナムやインドネシアなどの発展途上国人材を日本企業へ受入れ、OJTを通じて技能・技術または知識を開発途上地域へ移転し、当該地域などの経済発展に寄与する「**外国人技能実習制度**」の監理団体です。加えて、一定の専門性・技能を有し、企業での即戦力になりうる外国人材を受入れる「**特定技能制度**」の登録支援機関でもあります。

20年以上に渡る企業と外国人材へのサポート実績に高い評価を頂き、全職員が「日本企業と海外を結ぶ架け橋になる」「日本で成長した若者を世界に」の思いで活動しています。外国人材に関する疑問やご質問がございましたら、ぜひお問合せください。



技能実習生の受入れ企業様インタビュー

INTERVIEW

「家族のように想い合う、温かな信頼関係」



愛知県で技能実習生を受入れている企業様取材しました。日々いっしょに頑張る実習生たちへのさまざまな思いをお聞きました。（詳しくは中面をご覧ください）



9月号のTOPICS

受入れ企業様の声〈取材〉／組合の取組み「コミュニケーション研修」
外国人材 業界ニュース／現場向け手引書／企業様配属にお米を配給

技能実習生の受入れをされている企業様へのインタビューです。
実習生たちの日々の様子や企業様の取り組みなど、さまざまなお話をお聞きました。

「器用でまじめ」。向上心の高さに驚かされます

愛知県
P社様

電気機器製造業のP社様では、ベトナム人技能実習生の受入れをされています。実習生たちはブレーカーの組立や溶接を担当し、周りの日本人スタッフに支えられながら、日々まじめに前向きに仕事に取り組んでいます。



(左から) 技能実習指導員H様、技能実習責任者O様、技能実習指導員K様

実習生の日本語力はどうか？

「実習生手帳」を3年間書くことが日本語能力の向上につながっています。書いてくれたことが会話の糸口になることもあり、私たちも内容を楽しみにしています。先輩の実習生が「日本語がうまくなりたいなら、日本人と話して！」と言っているそうです。自分たちの成功体験を後輩に共有してくれています。個人差はありますが、熱心に勉強する人が多く、3年間でN3以上を取得することが実習生全員の目標になっています。



社内でのコミュニケーションは？

困ったことなどをいつでも相談できるようにチューター制を導入しています。普段から一人ひとりの状況や体調を気にかけ、いつもと様子が違うときは個別に声をかけています。課や班で社外イベントをすることもあり、仕事を離れて楽しい時間を過ごすことが、お互いの理解にもつながっています。実習生がベトナム料理をご馳走してくれたり、サプライズで誕生日を祝ってくれることも。若くて明るい実習生たちから、私たちもやる気と元気をもらっています。

仕事を教える際の工夫は？

入社したばかりの実習生は、日本語の聞き取りや会話がまだ難しいため、ゆっくりと話し、必ず質問して正しく理解できているかを確認します。作業は目の前でやって見せて、実際にできるかやってみてもらいます。理解を深めるために作業の動画を利用したり、専門用語は先輩の実習生に通訳してもらったりすることもあります。また、スピードや正確さは個人差があるので、実習生一人ひとりの性格や特性などを踏まえて指導しています。そして、何よりもケガをしない、不良品を出さないように常に声をかけています。1年も経てば後輩を指導できるほど、大きく成長します。基本的に器用で向上心が高いので、教え甲斐があります。

実習生の受入れを考える企業へ一言

技能実習制度は人材確保だけを目的とした制度ではなく、「人づくり」と「国際貢献」という大切な意義を持つ制度だと考えています。実習生のみなさんと向き合い、仕事だけでなく生活面も支えていく中で、私たち自身も多くの学びや気づきを得ることができました。受入れには責任が伴いますが、それ以上に実習生の成長を間近で見られる喜びがあります。ぜひ、技能実習生一人ひとりを大切な仲間として迎え入れ、共に成長できる関係を築いて頂ければと思います。

まじめな取り組みで「技術」は4。
もちろん「期待」もしています！

もっと日本での生活を楽しんで欲しいです！



繊細な仕事も器用に取り組む実習生。丁寧かつ早く、作業を進めます。



組合の取組み「コミュニケーション研修」を実施

7月上旬に他組合と合同で研修を行いました。今回、学んだのは「アサーティブ・コミュニケーション」。自分と相手の気持ちや思いを大切に尊重しながら、コミュニケーションや対話を進めるビジネススキルで、近年注目を集めています。組合の業務は対人スキルが非常に重要となるため、ロールプレイやペアワークを通じて、スキルの実践に取り組みました。この日、1日をかけて学んだことを積極的に企業様と外国人材のサポート業務にも活かして参ります！





外国人材 業界ニュース

外国人材受入れに関する制度内容や最新情報、受入れに関するアイデアなど、多様な視点の外国人材に関するニュースを毎月お届けします。



「特定技能制度」における

「特定技能1号」への移行要件の変更

2027年（令和9年）4月1日に施行される「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」に伴い、特定技能1号への移行要件の一部が見直されます。従来の要件の対象にならない方が出てくるので注意が必要です。

【改正の対象となる方】

- 2017年（平成29年）11月1日の技能実習法施行以前の在留資格「技能実習」を良好に修了した方
- 2010年（平成22年）7月1日の在留資格「技能実習」創設以前の在留資格「特定活動（技能実習）」を良好に修了した方

※上記の対象となる方が特定技能1号へ移行する場合には注意が必要です。

【移行要件の具体的な変更内容】

【現在の内容】

◎特定技能で従事する業務と技能実習2号の職種・作業に関連性が認められる場合は、技能試験・日本語試験とも免除

◎関連性が認められない場合は、技能試験のみ必要で、日本語試験は免除



【変更後の内容】

2027年（令和9年）4月1日以降に、上陸許可や在留資格変更許可などの在留資格に係る許可を受ける場合は、対象者の外国人が技能実習を良好に終了している場合であっても、

- ◎技能評価試験
- ◎日本語試験

両試験に合格していることが必要となります

※これまで認められていた「試験免除」の取扱いは適用されなくなります！

【企業様への影響は？】

今回の改正は、**現在の技能実習制度で受入れている技能実習生には直接影響するものではありません**が、「2017年（平成29年）11月1日以前の制度」で技能実習を修了した方を、特定技能として採用する場合（呼び戻しなど）には注意が必要です。

2027年4月1日以降に特定技能1号での許可や採用を考えている企業様は、「技能実習を良好に修了した方」であっても、その方が**どのタイミングで実習を修了されているかを確認**することが必要となります。



2027年4月より施行される育成就労制度と特定技能制度に関する法律については、新しい情報が公開されましたら、この広報誌や組合HPで情報発信をして参ります。弊組合では、外国人材の活用や雇用に関する情報、外国人材に関する制度やその最新情報を分かりやすくご案内しております。ご質問やご相談がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

※参考資料／出入国在留管理庁HP「技能実習法施行以前の「技能実習」等を修了した者が「特定技能1号」に移行しようとする場合の取扱いについて」 https://www.moj.go.jp/isa/10_00263.html



現場向け手引書

外国人材を受入れる企業様向けに、すぐに役立つ旬の情報を発信！
日々の業務や指導、外国人材とのコミュニケーションにお役立てください。



外国人の「外免切替」。要件と現状について

海外で取得した運転免許を保有する外国人が日本の免許を取得する「外免切替」。住民票がない外国人観光客には切替を認めないことを前提に、2025年10月に厳格化されました。その内容と現状を共有いたします。

2025年10月に警察庁は、改正道路交通法施行規則を施行し、外免切替制度の抜本的な見直しを実施。

①**知識確認**：イラスト問題を廃止。問題数を10問から50問に増やす。

※合格基準：正答率9割（45問以上の正解）

②**技能確認**：実際に運転技術を確認。坂道発進、横断歩道や踏切の通過など、日本の交通環境に即した評価項目を加えて、採点基準を厳格化。

③提出書類

・海外で取得した運転免許証（表裏のコピー、翻訳書含む）

・パスポート

・本籍が記載された住民票の写し
（国籍、在留期限、在留資格等すべて記載）

・本人写真 など

◎知識確認の合格率は、以前の92.5%から42.8%へ、技能確認の合格率は以前の30.4%から13.1%へと大きく低下。知識や技能が十分でない人の免許取得を防ぐことに。

◎「外免切替対策コース」を実施する教習所が増え、申し込む外国人が増加

◎外国人材を受入れる物流などの企業が外国人材への運転教育を教習所へ委託するケースが増加

日本での運転が必要な外国人材にとっては、外免切替は必須です。取得時には対策が必要ですが、日本が必要となる運転技能や安全知識をきちんと身に付ける教育的役割を担う機会となったともいえます。

※参考資料／警視庁HP「令和7年10月1日施行・改正道路交通法施行規則について」<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/oshirase/low.html>



企業配属時の技能実習生に「お米の配給」

昨今の食料品の値上がりを背景に、今年の1月から企業様へ配属される技能実習生にお米を配給してきました。スタート時には、1人あたり2キロをお渡ししていましたが、7月からは1人あたり5キロに増量！若い実習生たちに日本のおいしいお米をしっかり食べて、元気に企業様で頑張ってもらいたい、という気持ちを込めて、お渡ししています。

この日は、滋賀県のK社様に配属されるインドネシア人実習生といっしょに企業様へうかがい、企業様から配給のお米を贈呈していただきました。5キロのお米を少し重たそうに抱える実習生でしたが、

「お米、うれしいですか？」と質問すると「はい！うれしいです。ありがとうございます」と元気な答えが返ってきました。「日本で頑張りたい！」そんな想いを抱いて入国してきた実習生と、実習生たちに期待を寄せる受入れ企業様、双方の不安や負担を



少しでも軽くしたい！との思いから、今回の施策にいたしました。該当の企業様はぜひ、ご利用ください。

① 発行元・お問い合わせ先

TEL： 06-6152-8808（平日9時～18時）

発行元： 協同組合 関西技術協力センター（一般監理団体／登録支援機関）

【お近くの事業所へお気軽にお問い合わせください！】

大阪本部：〒532-0033 大阪府大阪市淀川区新高3丁目9番14号ピカソ三国ビル4階

名古屋事務所：〒453-0013 愛知県名古屋市中村区亀島2丁目14番10号 フジオフィスビルディング4階 / TEL 052-459-5280

広島事務所：〒730-0051 広島県広島市中区大手町3丁目8番1号 大手町中央ビル10階 / TEL 082-546-1222

facebookでも
情報発信中！

関西技術協力センター

